

報 告

人事委員会による給与勧告制度は、職員が労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

本委員会は、職員の人事・給与の専門的機関として、公民給与の精密な比較を行い、本市職員の給与水準を市内民間事業所の従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本とし、必要に応じて国等との均衡も考慮して、市議会及び市長に対して、報告及び勧告を行っている。

民間準拠を基本とする理由は、

- ① 職員の給与は、民間事業所の従業員の給与と異なり、市場原理による決定が困難であること
- ② 職員も勤労者であり、社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保が必要であること
- ③ 職員の給与は市民の負担で賄われていること

などから、労使交渉等によってその時々の経済・雇用情勢等を反映して決定される市内民間事業所の従業員の給与に職員の給与を合わせていくことが最も合理的であり、広く市民及び職員の理解と納得を得られる方法であると考えるからである。

〔＜参考＞給与勧告の流れ 参照〕

以上の観点から、本委員会は、昨年10月に、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったが、その後、引き続き職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与を決定する諸条件について調査研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、本年４月１日を調査期日として「令和６年千葉市職員給与等実態調査」を実施した。

その結果は、次のとおりである。

本市職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）は、「千葉市職員の給与に関する条例」により、従事する職務の種類に応じ、行政職、教育職、医療職及び特定任期付職員の４種類６給料表の適用を受けているが、当該調査によると、上記給料表の適用を受ける職員は、9,339人であり、平均給与月額等は以下のとおりである。

平均給与月額	給料	330,433 円
	扶養手当	7,420 円
	管理職手当	8,944 円
	地域手当	52,023 円
	住居手当	6,970 円
	その他	119 円
	計	405,909 円

平均年齢		39.3歳
平均経験年数		16.8年
平均扶養親族数		0.7人
男女別構成比	男性	56.1%
	女性	43.9%
学歴別構成比	大学卒	77.4%
	短大卒	13.3%
	高校卒	9.4%
	中学卒	0.0%

- （注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び切替えに伴う差額を含む。
 2 その他は、初任給調整手当及び単身赴任手当（基礎額）である。
 3 平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。
 4 暫定再任用職員及び千葉市職員の給与に関する条例附則第17項により給料月額を決定される職員（以下、「暫定再任用職員等」という。次頁において同じ。）は含まれていない。
 5 男女別構成比、学歴別構成比は、小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

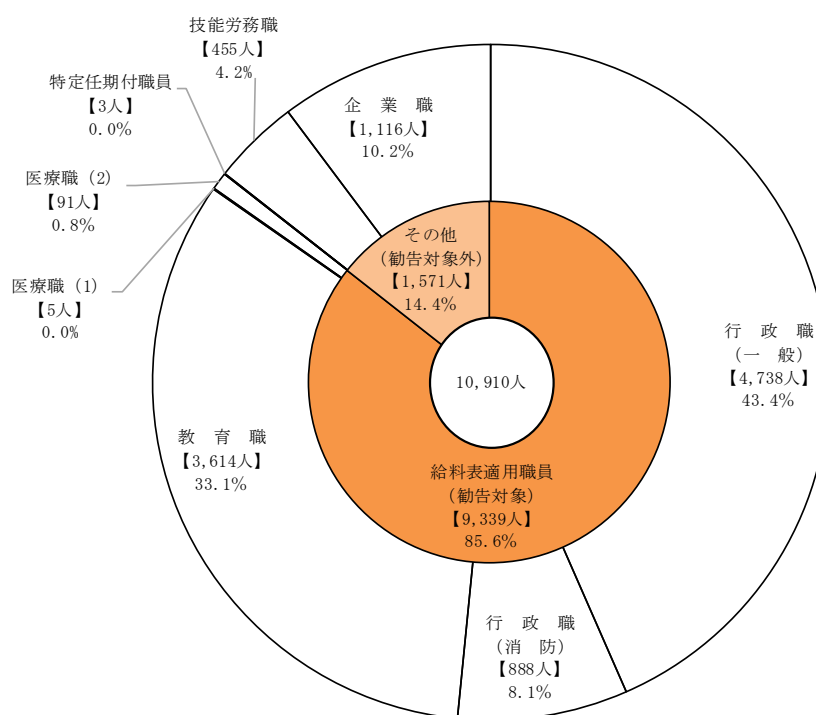
〔参考資料第1表 参照〕

(参考) 職員の手当制度の概要

手当の名称	制度の内容
初任給調整手当	・医師に対して一定期間50,000円～219,400円を支給 ・獣医師に対して一定期間3,000円～30,000円を支給
扶養手当	・配偶者 行政職6級以下は6,500円、行政職7級は3,500円、行政職8級は0円 ・子 1人10,000円 ・父母等 行政職6級以下は1人6,500円、行政職7級は1人3,500円、行政職8級は0円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円を加算
地域手当	・給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の15%（医師は16%）を支給
住居手当	・借家のみ家賃の額に応じて27,000円を限度に支給
単身赴任手当	・配偶者等の住居から新たな勤務先までの距離が60km以上の場合 30,000円（基礎額） ・移転後の住居から配偶者等の住居までの距離に応じて8,000円～70,000円を加算
管理職手当	・職制上の段階、職務の級等に応じて 45,700円～146,400円

(注) 各手当の平均支給額は、参考資料「1 職員給与関係資料」に掲載している。

(参考) 給料表別職員数割合（暫定再任用職員等を除く。）



< 勧告対象職員について >

本委員会の給与勧告の対象は、行政職給料表、教育職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員である。

また、技能労務職員及び企業職員については、団体協約締結権を有することから、労働基本権制約の代償措置である給与勧告の対象外となっているが、職員給与等実態調査の対象としており、その結果は「1 職員給与関係資料」に参考として掲載している。

2 民間給与の調査

本委員会は、本市職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、人事院、千葉県人事委員会等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所424事業所（調査対象事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した99事業所について「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち86事業所において調査を完了した（調査する事業所として抽出した99事業所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した1事業所を除いた98事業所に占める調査完了した86事業所の割合（調査完了率）は87.8%）。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種3,440人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査し、併せて、教育関係、医療関係等54職種288人についても同様の調査を行った（調査実人員計3,728人）。

また、手当の支給状況や給与改定の状況等について、本年も引き続き調査を行った。

＜層化無作為抽出法について＞

調査対象事業所を組織（本店・支店の別）、企業規模、産業によりグループ化（層化）し、各グループの中から標本を無作為に抽出する方法である。

その結果は、次のとおりである。

（1）職種別給与

民間における本年4月の事務・技術関係職種等の平均給与月額は、参考資料第10表のとおりである。

（2）初任給

民間における新規学卒者の本年4月の初任給は、第1表のとおりであり、事務・技術関係職種にあっては、大学卒227,816円、短大卒205,904円、高校卒193,265円である。

第 1 表 職種別、学歴別初任給

職	種	学	歴	初	任	給
新卒事務員・技術者計		大	学	卒	227,816 円	
		短	大	卒	205,904 円	
		高	校	卒	193,265 円	
	新卒事務員	大	学	卒	227,111 円	
		短	大	卒	206,053 円	
		高	校	卒	192,657 円	
	新卒技術者	大	学	卒	230,126 円	
		短	大	卒	205,625 円	
		高	校	卒	194,256 円	

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、扶養（家族）手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

<参考>

本市職員の初任給 (行政(一般))	大 学 卒	223,675 円
	短 大 卒	202,745 円
	高 校 卒	188,370 円

(注) 金額は、給料と地域手当の合計額である。

(3) 扶養（家族）手当

民間における扶養（家族）手当の支給状況は、第2表のとおりであり、配偶者にあつては月額13,369円、配偶者と子2人にあつては月額25,216円である。

第 2 表 民間における扶養（家族）手当の支給状況

<参考>

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額	本市職員の扶養手当
配 偶 者	13,369円	6,500円
配 偶 者 と 子 1 人	19,287円 (5,918円)	16,500円 (10,000円)
配 偶 者 と 子 2 人	25,216円 (5,929円)	26,500円 (10,000円)
子 1 人	15,824円	10,000円
子 2 人	28,384円 (12,560円)	20,000円 (10,000円)
子 3 人	41,418円 (13,034円)	30,000円 (10,000円)

(注) 1 「配偶者」、「配偶者と子1人」、「配偶者と子2人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

2 「子1人」、「子2人」、「子3人」の支給月額は、配偶者に家族手当を支給せず、子に家族手当を支給する事業所について算出した。

3 () 内の金額は、子が1人増えることにより増加する手当の額である。

備 考 本市職員の場合、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(4) 特 別 給

民間における昨年８月から本年７月までの１年間に支払われた賞与等の特別給の支給状況は、第３表のとおりであり、平均給与月額４.５９月分に相当している。

第３表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A 1)	399,219円
	上 半 期 (A 2)	412,683円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B 1)	900,786円
	上 半 期 (B 2)	960,215円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 ($\frac{B1}{A1}$)	2.26月分
	上 半 期 ($\frac{B2}{A2}$)	2.33月分
年 間 の 平 均		4.59月分

(注) 下半期とは令和５年８月から令和６年１月まで、上半期とは令和６年２月から令和６年７月までの期間をいう。

<参考>

本市職員の現行の支給月数	6月期	2.25月分
	12月期	2.25月分
	年間計	4.50月分

(5) 給与改定等の状況

民間における給与改定の状況は、第4表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップを実施した事業所の割合は63.0%（昨年41.7%）と昨年に比べて増加している。

また、民間における定期昇給の実施状況は、第5表のとおりであり、一般の従業員（係員）でみると、定期昇給を実施した事業所の割合は94.5%（昨年95.0%）と昨年と同程度である。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合が34.0%（同25.5%）と増加している一方、昨年に比べて変化なしとなっている事業所の割合は59.2%（同63.0%）と減少している。

第4表 民間における給与改定の状況

（単位：％）

項目 役職段階	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	63.0	0.0	0.0	37.0
課 長 級	50.4	1.2	0.0	48.4

（注） 給与改定の内容は、事業所単位で集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：％）

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期 昇給 中 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変 化 な し			
係 員	94.5	94.5	34.0	1.3	59.2	0.0	5.5
課 長 級	80.6	80.6	24.8	0.0	55.9	0.0	19.4

- （注） 1 定期昇給の実施状況は、事業所単位で集計した。
 2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 3 「定期昇給実施」の欄は、昨年の定期昇給額（率）に比べて、本年の定期昇給額（率）が増額したか、減額したか、変化がないかを示している。

（６）初任給の改定状況等

民間における初任給の改定状況等は、第６表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で35.3%（昨年30.9%）、高校卒で9.3%（同9.1%）となっている。また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、高校卒では100.0%（同100.0%）と高い水準を維持しており、大学卒では88.4%（同56.4%）と増加している。

第６表 民間における初任給の改定状況等

（単位：％）

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	35.3	(88.4)	(11.6)	(0.0)	64.7
高校卒	9.3	(100.0)	(0.0)	(0.0)	90.7

（注）１ （ ）内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした事業所の割合である。

２ 「初任給の改定状況」の欄は、昨年の初任給額に比べて、本年の初任給額を増額したか、据置きしたか、減額したかを示している。

３ 職員の給与と民間給与との比較

（１）比較の方法

本委員会は、上記の「令和６年千葉市職員給与等実態調査」及び「令和６年職種別民間給与実態調査」により、本市職員及び民間従業員の本年４月分の給与額を精確に把握した。

その上で、本市職員にあっては事務・技術関係職種、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者について、給与決定に重要な影響を与える要素である責任の度合（役職）、学歴、年齢を同じくする者をグループ化してそれぞれ平均給与額を算出し、その結果を本市職員の人員構成で加重平均することによって全体としての市民の給与較差を算出する、いわゆるラスパイレス方式により較差を算出した。この際の、本市職員と民間従業員の役職の対応関係は、第７表のとおりである。

この方式は、一般的と考えられる給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件を合致させて同種・同等の者同士の給与を比較するものであり、条件の違いを一切考慮しない単純平均で比較する場合に比べて、より実態に則した比較をすることができることから、人事院や本委員会以外の人事委員会においても広く採用されており、公務員と民間の給与比較の方法として定着しているところである。

〔＜参考＞職員給与と民間給与の比較方法（ラスパイレス方式） 参照〕

第7表 本市職員の給与と民間給与の比較における対応関係

行政職給料表		企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
8級	局長	支店長 工場長		
8級 7級	局長以外 部長、区長	部長		
7級	参事 技監	部次長	支店長、工場長 部長	
6級	課長	課長	部次長	支店長、工場長 部長、部次長
5級	課長補佐	課長代理	課長	課長
4級	主査	係長	課長代理	課長代理
3級	主任主事 主任技師	主任	係長	係長
2級 1級	主事 技師	係員	主任 係員	主任 係員

(2) 比較の結果

上記の方式により、本市職員と民間従業員の給与額を精密に比較した結果、第8表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を2.68%（10,805円）下回っていることが明らかとなった。

第8表 本市職員の給与と民間給与との較差

(職員の平均年齢 41.9歳、平均経験年数 18.7年)

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 $\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100$ ((A) - (B))
414,066 円	403,261 円	2.68% (10,805 円)

- (注) 1 本市職員にあっては事務・技術関係職種（保育士等を除く。）、民間従業員にあってはこれに相当する職種の者である。
- 2 民間、本市職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 3 民間給与は、きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたものである。
- きまって支給する給与 … 基本給、家族手当、地域手当、通勤手当、住宅手当、役付手当、時間外手当等名称のいかんを問わず月毎に支給されるすべての給与
- 時間外手当 … 超過勤務手当、夜勤手当、休日手当、宿日直手当、裁量手当、特殊作業手当（実績に応じて支給されるものに限る。）等
- 4 職員給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（基礎額）、管理職手当の合計額である。

＜「事務・技術関係職種」について＞

民間給与との比較における「事務・技術関係職種」とは、本市の行政職給料表適用職員のうち、消防職員、専門的職種の職員及び新規学卒の職員を除いた職員（下図の網掛け部分が該当）である。

これは、本報告の参考資料第1表の行政職（一般）とは範囲が異なり、また、第8表の職員給与（B）は、民間従業員と給与決定要素（責任の度合（役職）、学歴、年齢）の条件が合致した職員のための平均であるため、参考資料第1表の平均給与月額と第8表の職員給与（B）は一致しない。

行政職給料表適用職員		
行政（消防）	行政（一般）	
消防職員	専門的職種 保育士 看護師 栄養士 保健師 介護福祉士 ・ ・	事務・技術関係職種
	新規学卒者	

4 国家公務員等との給与比較

総務省の令和5年地方公務員給与実態調査によると、令和5年4月における国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員の学歴別・経験年数別の俸給（給料）月額を、職員構成が国家公務員と同一であるものとして算出したラスパイレス指数は100.6（指定都市平均99.9）であった。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では2.5%上昇し、千葉市においては2.3%上昇している。

また、同局の家計調査における本年4月の千葉市における二人以上の世帯の消費支出は、1世帯当たり343,468円（世帯人員2.89人、世帯主の年齢60.0歳）となっている。
〔参考資料第14表 参照〕

6 人事院の報告及び勧告の概要

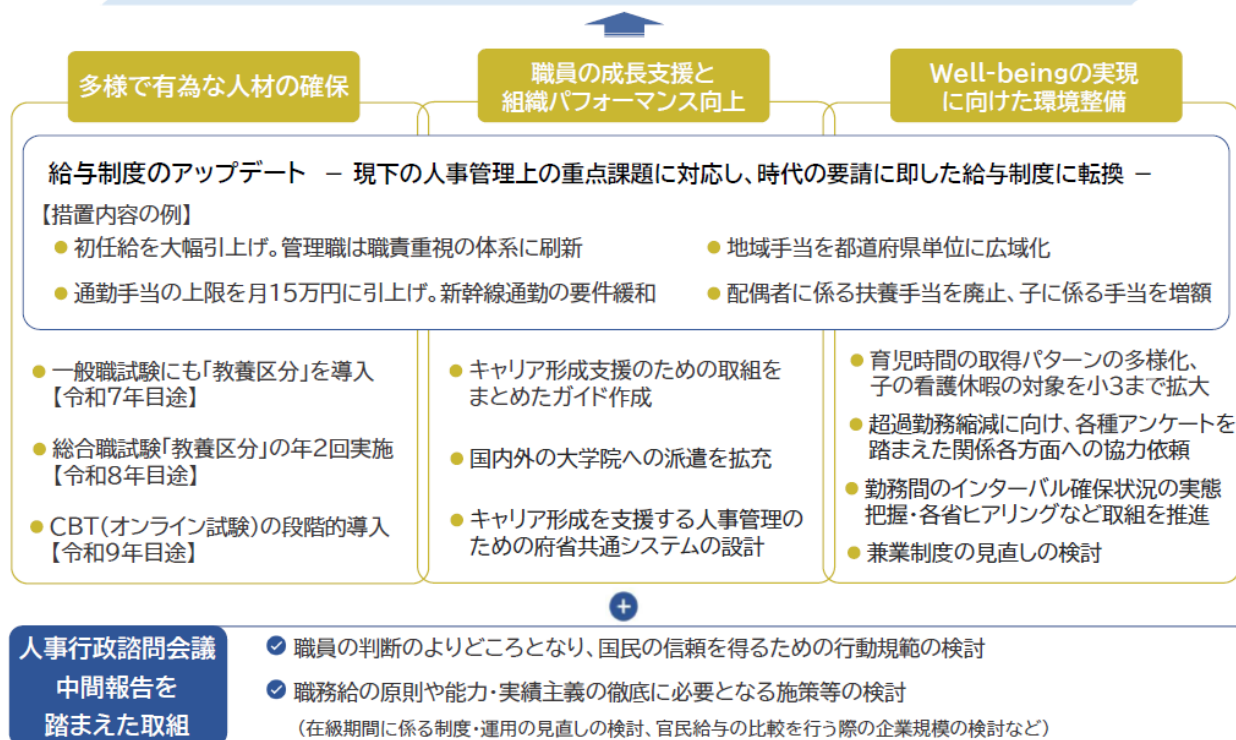
人事院は、本年８月８日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理に関する報告を行った。

その概要は、次のとおりである。

令和6年 人事院勧告・報告の概要

人材確保に向けた抜本的施策と更なる改革の全体像

多様な人材が集まり、一人一人が高い志を持って職務を遂行できる魅力ある公務へ



令和6年 人事院勧告・報告の概要

本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給 【本年4月分の民間給与を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ **給与制度のアップデートの先行実施**
【総合職(大卒)】 230,000円(+14.6% [+29,300円]) 【一般職(大卒)】 220,000円(+12.1% [+23,800円])
【一般職(高卒)】 188,000円(+12.8% [+21,400円])
- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定
 - ※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス 【直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較】 【令和6年4月実施】

✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当 【手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施】

✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

■ 給与制度のアップデート(勧告) 【令和7年4月実施(初任給・若年層の水準上げは、令和6年4月に先行実施)】

- 現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

俸給 初任給・若年層の水準を大幅引上げ

係長以上はより職責重視の体系とし、特に本府省課室長級は役割に見合う処遇に抜本的に見直し

地域手当 都道府県単位(中核的な市は個別指定)とし、級地を5段階に削減の上で最新民間賃金を反映(激変緩和を措置)
異動保障を3年間に延長

通勤手当等 支給限度額を月15万円に引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給 新幹線通勤等の要件緩和

扶養手当 配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

ボーナス 成績優秀者への勤勉手当の支給上限を引上げ(標準者の約3倍まで可能に) 任期付専門人材のボーナス拡充

その他手当 管理職員の平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯拡大
再任用職員の手当拡大(住居手当、特地域勤務手当、寒冷地手当等)

■ 国家公務員の育児休業法の改正(意見の申出) 【民間労働法制の施行から遅れることなく実施】

- 民間労働法制の内容も踏まえ、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を拡充
 - ・ 1年につき10日相当、1日の上限時間数なく育児時間を取得できるパターンを選択可能に
 - ・ 非常勤職員の育児時間について、対象となる子の範囲を小学校就学前の子に拡大

む す び

1 給与の改定

本市職員の給与改定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

これらの諸条件を総合的に勘案した結果、本市職員の給与について所要の改定を行う必要があると認める。

給与改定に当たっては、行政職給料表適用職員（消防職員を除く。以下同じ。）の給与を、本市職員の給与と民間給与との較差を基に改定するとともに、消防職員及び他の給料表適用職員の給与についても、行政職給料表適用職員の給与との均衡を考慮して改定する必要がある。

月例給の改定については、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いて、基本的な給与である給料月額を引き上げる必要がある。

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合に基づき、支給月数を引き上げる必要がある。

改定の具体的な内容は、次のとおりである。

（１）給料

職員の給与と民間給与との比較を行っている行政職給料表については、民間との均衡を図るため引上げ改定を行う必要がある。

改定に当たっては、本年の公民較差の率を踏まえ、行政職給料表について、平均2.9%引き上げることとする。具体的には、民間における初任給の動向や人材確保が課題となっていること等を踏まえ、上級試験（大学卒業程度）に係る初任給について23,800円、初級試験（高校卒業程度）に係る初任給について21,400円、それぞれ引き上げることとし、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で、給料表全体の引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に、所要の改定を行う。

これらの改定は、本年４月時点の比較に基づいて公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

（２）管理職手当

管理職手当の月額については、受給する職員の職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で定めることとさ

れている。給与制度の総合的見直しによる給料表の切替え並びに平成27年及び28年の給料表の引下げ改定に伴い、管理職手当の月額を引き下げた一部の職務の級において、今回の給料表の改定により、最高号給の給料月額が引上げとなるため、当該職務の級における管理職手当の月額を一部引き上げることとし、本年4月に遡及して実施する。

（３）初任給調整手当

医師の処遇を確保する観点から、医師及び歯科医師に対して支給する初任給調整手当について、人事院勧告の内容及び医療職給料表（１）の改定状況を踏まえた引上げ改定を行い、本年4月に遡及して実施する。

（４）期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間に於ける民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.60月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況及び人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和7年度以降については、6月期及び12月期に於ける期末手当及び勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員の期末手当についても、上記の改定を踏まえ支給月数を引き上げる。

2 人事・給与制度及びその他の勤務条件

（１）市政運営の原動力としての人材の確保

行政課題が複雑多様化する中で、市役所組織を持続可能なものにするためには、市政運営の原動力となる有為・有能な人材を確保・育成することが不可欠である。官民間問わず厳しい人材獲得競争が続いていることから、今まで以上に効果的な採用活動に取り組むとともに、採用した人材が成長・活躍できるような取組みを進める必要がある。

ア 人材確保

社会情勢の変化や就業意識の多様化等を背景に、官民間問わず、人材獲得競争が激化しており、採用を取り巻く環境は厳しい状況にある。

その中で、本市が直面する課題は多岐に渡ることから、変化を的確に捉え、自ら成長する人材が求められていると言える。将来を担う人材の確保は極めて重要であり、本委員会としても、有為・有能な人材の確保に取り組んでいるところである。

今年度の採用試験では、より多くの受験者を確保するため、技術職及びほぼ全ての資格免許職の第一次試験における教養試験を廃止した。また、大学院進学や留学等、多様な経験を積んでから本市への就職を希望することも可能とするため、上級試験及び上級相当の選考について、採用候補者名簿及び合格者名簿の有効期間を、従前の１年から３年に延長した。

募集活動においては、対面とオンラインの両方のプログラムを用意して採用説明会を実施したほか、新たな試みとして、本市職員と受験予定者が座談会形式で交流するイベント「リクルートカフェちば」を実施した。

今後も社会情勢の変化に合わせ、採用説明会の開催方法、ホームページの充実やＳＮＳを活用した情報発信等、本市で働くことの魅力ややりがいについて、より効果的なＰＲに取り組んでいく。また、受験者の確保のため、負担軽減と併せ、採用試験がその能力を適正に評価できる試験内容となっているか、任命権者と連携して検証を行い、採用を取り巻く環境の変化に対応した試験制度のあり方について検討を進めていく。

イ 人材育成

「千葉市人材育成・活用基本方針」に基づく「第１次千葉市人材育成・活用アクションプラン」の計画期間中であり、各取組みを推進しているところであるが、他自治体において、職員の自律的なキャリア形成や計画的な人材育成のほか、効率的な人員配置を行うために、職員のスキルを可視化し客観的なものにするスキルマップを作成する等の新しい取組みも見られる。また、次に挙げるような新たな課題も生じているところである。

近年の若年層は、ＳＮＳやメール等の普及を背景に、対面でのコミュニケーション能力を高める機会が少ない者や、自らのキャリア形成について、主体的かつ積極的に考える者がいる等、従前とは異なる状況が見られる。

職員の採用及び配置にあたっては、オンボーディングの支援の必要性が挙げられており、民間企業等経験者をはじめ採用された全て

の職員が公務にスムーズに適応できるよう、職場適応支援の取り組みが必要である。

D Xの推進やA Iの活用は、職員の負担軽減や効率的な行政運営を推進するために有効な手段の一つであると考えられ、そのためには組織全体のデジタルリテラシーの向上やデジタル人材の育成が必要である。また、業務の遂行にあたり新たに導入されたツールやそれにより生み出された資産については、人事異動等による事務引継ぎの際に、組織内で円滑に承継され、活用される仕組みが必要である。

任命権者においては、人材が成長し活躍できるよう、これらのような視点も取り入れながら、人材育成の手法や内容等について検討を進め、さらに充実・発展させられたい。

ウ 人材活躍

本市の令和6年度の女性管理職登用率は23.8%であり、障害者雇用率は市長部局等において2.97%、教育委員会において2.63%となっている。障害者雇用率については、令和8年7月から、更に法定雇用率が引き上げられる予定である。任命権者においては、引き続き、女性管理職登用率及び障害者雇用率の向上に留意されたい。

また、複雑多様化するとともに増大する行政課題に対応するためには、組織の意思決定の場において、女性職員や障害のある職員、定年引上げによる高齢層の職員等、多様な人材が参画するとともに、業務遂行の過程において、これらの職員が第一線で活躍する必要がある。

そのためには、職員の状況に応じた、きめ細やかな研修やリスキング、業務経験の場の確保等が必要になると考えられることから、任命権者において、現在策定を進めている新たな「千葉市女性職員活躍推進プラン」及び「千葉市障害者活躍推進プラン」と併せて、検討を進められたい。

そして、職員が意欲をもって職務に取り組み活躍していくためには、その役割や活躍に報いる給与の処遇が必要であることから、本委員会としても、本年の人事院勧告における、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」を踏まえた給与制度の整備について、検討を進めていく。

（2）誰もが働きやすい職場環境の整備

職員が安心し、やりがいを持って働ける職場環境を整備することは、

公務能率や公務職場の魅力を向上させ、多様で有為な人材確保にもつながることから、職員一人ひとりの個性と能力が尊重され、自分らしく働ける職場環境を整備する必要がある。

ア 長時間労働の是正

本市の令和５年度の時間外勤務の状況については、月100時間以上時間外勤務を行った職員は、令和４年度の294人から265人に減少しているものの、依然として、時間外勤務の上限規制における特例業務に該当するような長時間労働を行う職員が多い状況となっている。また、他律的業務職場の指定は、令和６年度で169か所となっている。

本市の令和５年度における教職員の、勤務時間を除く在校等時間（以下「在校等時間」という。）の月平均は37時間となっており減少してきているが、個人別では月80時間超の長時間労働を行う教職員が一定数存在している。

任命権者においては、公務能率を向上するための業務プロセス改革やD Xの推進、事務事業の見直しといった業務効率化を進めるとともに、業務量に応じた柔軟・適切な人員配置に努める等、本市全体として、長時間労働の是正に向けた対策に取り組まれない。特に、時間外勤務の上限規制における特例業務については、要因の整理と分析・検証を行い、引き続き、適正な運用となるよう対応されたい。

加えて、勤務間のインターバルの確保について、現状の勤務実態の把握を行うとともに、他自治体の事例を参考に、本市の実情を踏まえ、検討を進められたい。

教育委員会においては、上記の取組みのほか、次期「学校における働き方改革プラン」の策定を進めるとともに、文部科学省の小学校教科担任制や部活動地域移行等の取組みについて、今後の国の動向を注視しながら、引き続き学校に勤務する教職員の在校等時間の縮減を進められたい。

イ 多様で柔軟な働き方

任命権者においては、多様な職員が安心して働き続けられるよう、育児や介護、病気治療、不妊治療等、個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方を選択できるようにするとともに、代替職員の配置等、休暇・休業等を取得しやすくするための職場環境づくりに努められたい。

また、フレックスタイム制や在宅勤務等手当についても、他自治体

の事例を参考に、本市の実情を踏まえ、制度の検討を進められたい。

なお、仕事と育児・介護の両立支援制度については、先般、民間企業を対象にした、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法が改正され、子の看護休暇制度の取得事由の拡大等が行われたが、地方公務員にかかる規定についても同法で改正されている。本市においても、法改正の内容や総務省からの通知、国家公務員等の状況を踏まえ、適切に対応していく必要がある。

ウ 福利厚生

近年の学生は、就職先を決める際に、「福利厚生制度の充実」を重視する傾向が見られる。

そのような中で、公務職場で働く魅力を高めるためにも、また、職員の公務能率を向上させるためにも、任命権者においては、民間企業の事例等も参考にしながら、市民理解が得られるような職員の福利厚生制度のあり方を検討されたい。

エ ワーク・エンゲージメント

職員の満足度を高めるためには、休暇等の勤務条件を整備し、多様で柔軟な働き方を実現するだけではなく、ワーク・エンゲージメントを高めていくことが重要である。特に、近年の若年層においては、「自らが成長できるか」を重視する等、仕事に対する意識の変化が見られることから、採用した人材が本市に定着し成長していくような取り組みが必要である。

任命権者においては、職員の自律的かつ主体的なキャリア形成の意欲に応えられる人事制度や人事考課制度、研修について、調査・研究を進められたい。

管理監督職においては、目標設定や人事考課の適切な運用等を通じて、職員の成長に対する支援に努められたい。

そして、意欲を持って職務に精励する職員には、それに報いる給与の処遇が必要であると考えられることから、本委員会としても、上述の国の給与制度のアップデートを踏まえた給与制度の整備について、検討を進めていく。

オ ハラスメント対策

ハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけ、職員の能力発揮

を妨げるものであるとともに、職場環境を悪化させ、円滑な公務運営に支障を来し、公務への信用の失墜を招くおそれがあることから、引き続き、全ての職場においてハラスメント防止対策を徹底することが必要である。

さらに、近年では、労働者への安全配慮の観点から、顧客等からの暴行や脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対応も求められているところである。本市においても、カスタマー・ハラスメントに対して組織的に対応する必要があることから、任命権者において、ガイドラインを作成することや職員への意識啓発、担当部署を設けること等他自治体や民間企業等の取組みを参考に、検討を進められたい。

また、本市において任命権者が対応したハラスメント苦情相談の件数については、パワー・ハラスメントに関する相談が最も多い状況である。一方で、近年では、上司からの指導等に対して過剰に反応する行為（いわゆるハラスメント・ハラスメント）も見られるようになってきており、適切な業務命令ができず公務能率に支障を来す事例もあることから、本市においても留意する必要がある。そのため、任命権者においては、管理監督職及び一般の職員の双方に対し、適切な業務命令とハラスメントの違いを正しく理解できるような研修・周知について、検討を進められたい。

カ 健康経営・メンタルヘルス

職員が心身の健康を保ちその能力を十分に発揮することは、組織活力の維持・向上や市民への質の高いサービスの提供のために必要不可欠なものであり、これを実現するための職場環境の整備は任命権者の重要な責務である。

任命権者においては、職員が健康的に働き続けられるよう、疾病の予防や疾病のある職員が安心して働き続けられるような支援について、調査・研究を進められたい。

メンタルヘルスについて、「千葉市職員のためのこころの健康づくり計画」に沿った取組みを進めてきたところであるが、近年において、若年層は、周囲に相談できず孤立していたり、仕事に対する考え方の相違といった事情等に起因してメンタル疾患になるケースがあり、これまでとは異なるメンタル面での配慮について、留意する必要がある。

また、近年の管理職の中には、以前よりも複雑困難になったマネジ

メントや自らの経験不足、仕事と介護等との両立等に悩む者がいると言われており、本市においても留意する必要がある。

任命権者においては、研修や相談制度等について、より積極的に周知するとともに、ストレスチェックの結果や上述の留意点を踏まえ、職員が健康に働き続けられるような職場となるよう検討を進められたい。

(3) 市民に信頼される組織の実現

公務員倫理については、本委員会としてもこれまで、その重要性について繰り返し言及してきたところであるが、多くの職員が日々職務に精励している一方で、依然として市民からの信頼を大きく損なう不祥事が発生していることは誠に遺憾である。

職員の不祥事の発生防止に取り組むことは、市民に信頼されることで職員が仕事に対して誇りややりがいを持てるようになり、ワーク・エンゲージメントの向上にも寄与するものである。

任命権者においては、市民に信頼される組織を実現するためにも、引き続き研修や指導、実効性のある取組み、職員の倫理意識の向上等といった職員の不祥事の発生の防止に取り組まれたい。併せて、職員のワーク・エンゲージメントを高めるとともに、ライフスタイルを充実させられるよう、先述の取組みを推進し、不祥事につながる行為を思いとどまらせるような土台を整えられたい。

サービス管理者においては、引き続き、サービス管理推進員と連携し、研修・啓発による意識付け等を行い、職員のコンプライアンス意識の醸成を行われたい。

管理監督者においては、不祥事を起こした者が、その要因として仕事のストレスを訴えるケースがあることから、職員とのコミュニケーションを図り、日ごろから心身の不調の把握や風通しが良く不祥事の起きにくい職場環境づくりに取り組まれたい。

3 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

人事院は、本年の人事院勧告において、現下の人事管理上の重点課題に対応し、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備する勧告を行ったところである。

一方、総務省が設置する有識者会議「社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会」の給与分科会において、地方公務員の給与のあり方について、基本的方向性が整理されたところである。

職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法第24条第2項に定める均衡の原則において、民間給与とともに国家公務員給与も考慮事項の一つとされているところであるが、本市と国では必ずしも課題状況が同じではない中で、地域手当の見直しをはじめとする給与制度のアップデートの内容が職員に与える影響の大きさを踏まえ、本委員会としては、上述の給与のあり方についての基本的方向性とともに、本市の実情や他自治体の状況等についても勘案しながら、引き続き対応を検討していく。

なお、この給与制度のアップデートについては、本年の勧告は行わないが、地方自治法等の関係法令の改正により所要の対応が必要となる場合は、任命権者において、国の状況等を踏まえ適切に対応されたい。

4 給与勧告制度の意義・役割

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、市民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、人材の確保及び労使関係の安定等を通じて行政運営の安定に寄与するものとする。

本委員会としては、地域の民間給与を的確に反映させた給与勧告を行うとともに、勧告内容の充実に努め、職員の給与について、市民の理解と納得をより一層得られるよう、職員の人事・給与の専門的機関としての責任を果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、今後とも、給与勧告制度の意義・役割を十分認識して対処されることを要望する。

＜参考＞

給与決定に関する諸原則

地方公務員法に定める給与決定の原則には次のようなものがある。

① 情勢適応の原則（第14条第1項）

地方公共団体は、職員の勤務条件が社会一般の情勢（国全体の社会、労働、経済等の状況や、それぞれの地方公共団体の地域的事情等）に適応するような措置を講じなくてはならない。

② 職務給の原則（第24条第1項）

職員の給与は職務と責任に応ずるもの、すなわち、地方公共団体に対する貢献度に応じて決定されなければならない。

③ 均衡の原則（第24条第2項）

職員の給与は、民間企業の賃金や国及び他の地方公共団体の公務員の給与等を考慮して定めなければならない。

④ 条例主義（第24条第5項）

職員の給与は議会の議決に基づく条例によって定めなければならない。

○ 地方公務員法（抜粋）

（情勢適応の原則）

第14条 地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 で述べた報告に基づき、本市職員の給与について民間給与との較差を基に、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

2 管理職手当

行政職給料表の適用を受ける職員に対する支給月額を 130,900 円とすること。

3 初任給調整手当

医療職給料表（1）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度を 224,600 円とすること。

4 期末手当及び勤勉手当

（1）令和 6 年 12 月期の支給割合

ア 下記イ及びウ以外の職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.275 月分（特定管理職員にあっては 1.075 月分）とし、12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.075 月分（特定管理職員にあっては 1.275 月分）とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 0.7125 月分（特定管理職員にあっては 0.6125 月分）とし、12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.5125 月分（特定管理職員にあっては 0.6125 月分）とすること。

ウ 特定任期付職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

（2）令和 7 年 6 月期以降の支給割合

ア 下記イ及びウ以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（特定管理職員にあってはそれぞれ 1.05 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（特定管理職員に

あつてはそれぞれ1.25月分) とすること。

イ 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7月分(特定管理職員にあつてはそれぞれ0.6月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5月分(特定管理職員にあつてはそれぞれ0.6月分) とすること。

ウ 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を1.725月分 とすること。

5 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。

ただし、4の(1)については令和6年12月1日から、4の(2)については令和7年4月1日から実施すること。

別記

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	177,400	205,200	240,200	268,300	297,100	334,400	382,900	451,600
	2	177,900	206,900	241,400	269,500	298,900	336,800	386,300	454,500
	3	178,400	208,600	242,600	270,700	300,700	339,200	389,700	457,400
	4	178,900	210,300	243,800	271,900	302,500	341,600	393,100	460,300
	5	179,400	211,700	244,700	273,000	304,300	343,800	396,200	463,200
	6	180,200	213,400	245,600	274,500	306,500	346,100	399,400	466,100
	7	181,000	215,100	246,500	276,000	308,700	348,400	402,600	469,000
	8	181,800	216,800	247,400	277,500	310,900	350,700	405,800	471,900
	9	182,400	218,300	248,300	278,700	312,900	352,900	409,000	474,700
	10	183,100	219,500	249,500	280,500	315,200	355,300	412,200	477,300
	11	183,800	220,700	250,700	282,300	317,500	357,700	415,400	479,900
	12	184,500	221,900	251,900	284,100	319,800	360,100	418,600	482,500
	13	185,200	222,800	253,100	285,700	321,900	362,500	421,700	485,000
	14	186,300	223,700	254,300	287,500	324,200	364,900	424,800	486,900
	15	187,400	224,600	255,500	289,300	326,500	367,300	427,900	488,800
	16	188,500	225,500	256,700	291,100	328,800	369,700	431,000	490,700
	17	189,300	226,200	257,900	292,800	331,000	371,800	433,900	492,500
	18	190,500	227,000	259,000	294,800	333,200	374,200	436,900	493,800
	19	191,700	227,800	260,100	296,800	335,400	376,600	439,900	495,100
	20	192,900	228,600	261,200	298,800	337,600	379,000	442,900	496,400
	21	194,000	229,100	262,300	300,700	339,500	381,100	445,600	497,600
	22	195,100	229,800	263,700	302,800	341,600	383,400	448,200	498,400
	23	196,200	230,500	265,100	304,900	343,700	385,700	450,800	499,200
	24	197,300	231,200	266,500	307,000	345,800	388,000	453,400	500,000
	25	198,100	231,800	267,800	308,900	347,700	390,200	456,000	500,700
	26	200,100	232,700	269,200	311,000	350,000	392,400	458,500	501,600
	27	202,100	233,600	270,600	313,100	352,300	394,600	461,000	502,500
	28	204,100	234,500	272,000	315,200	354,600	396,800	463,500	503,400
	29	206,000	235,300	273,400	317,200	356,900	398,700	465,800	504,100
	30	207,300	236,200	274,900	319,300	359,300	400,700	468,200	505,100
	31	208,600	237,100	276,400	321,400	361,700	402,700	470,600	506,100
	32	209,900	238,000	277,900	323,500	364,100	404,700	473,000	507,100
	33	211,200	238,800	279,400	325,500	366,400	406,500	475,100	508,000
	34	212,400	239,700	281,000	327,700	368,800	408,300	476,800	508,900
	35	213,600	240,600	282,600	329,900	371,200	410,100	478,500	509,800
	36	214,800	241,500	284,200	332,100	373,600	411,900	480,200	510,700
	37	215,800	242,200	285,600	334,300	375,700	413,500	481,800	511,400
	38	216,500	243,300	287,200	336,400	377,500	414,800	483,500	511,900
	39	217,200	244,400	288,800	338,500	379,300	416,100	485,200	512,400
	40	217,900	245,500	290,400	340,600	381,100	417,400	486,900	512,900
	41	218,300	246,600	292,000	342,700	382,700	418,500	488,300	513,200
	42	218,900	247,700	293,900	344,600	384,300	419,600	489,300	513,700
	43	219,500	248,800	295,800	346,500	385,900	420,700	490,300	514,200
	44	220,100	249,900	297,700	348,400	387,500	421,800	491,300	514,700

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	220,600	250,700	299,300	350,100	389,100	422,900	492,000	515,100
	46	221,200	252,000	301,100	352,000	390,600	423,800	493,000	515,700
	47	221,800	253,300	302,900	353,900	392,100	424,700	494,000	516,300
	48	222,400	254,600	304,700	355,800	393,600	425,600	495,000	516,900
	49	222,800	255,800	306,400	357,400	394,900	426,500	495,800	517,300
	50	223,400	257,000	308,300	359,000	396,200	427,100	496,800	517,900
	51	224,000	258,200	310,200	360,600	397,500	427,700	497,800	518,500
	52	224,600	259,400	312,100	362,200	398,800	428,300	498,800	519,100
	53	225,100	260,500	313,800	363,700	399,900	428,900	499,500	519,500
	54	225,800	261,900	315,600	365,400	400,900	429,600	500,100	520,100
	55	226,500	263,300	317,400	367,100	401,900	430,300	500,700	520,700
	56	227,200	264,700	319,200	368,800	402,900	431,000	501,300	521,300
	57	227,600	265,800	320,900	370,500	403,600	431,400	501,600	521,700
	58	228,300	267,000	322,700	372,100	404,400	432,000	502,200	522,300
	59	229,000	268,200	324,500	373,700	405,200	432,600	502,800	522,900
	60	229,700	269,400	326,300	375,300	406,000	433,200	503,400	523,500
	61	230,400	270,400	328,000	376,600	406,700	433,800	503,700	523,900
	62	230,900	271,700	329,800	378,100	407,300	434,400		
	63	231,400	273,000	331,600	379,600	407,900	435,000		
	64	231,900	274,300	333,400	381,100	408,500	435,600		
	65	232,400	275,500	335,000	382,300	409,000	436,200		
	66	233,100	276,700	336,700	383,500	409,500	436,800		
	67	233,800	277,900	338,400	384,700	410,000	437,400		
	68	234,500	279,100	340,100	385,900	410,500	438,000		
	69	234,900	280,300	341,600	387,000	410,900	438,500		
	70	235,900	281,700	343,300	388,000	411,400	439,100		
	71	236,900	283,100	345,000	389,000	411,900	439,700		
	72	237,900	284,500	346,700	390,000	412,400	440,300		
	73	238,800	285,600	348,400	390,900	412,700	440,800		
	74	239,500	287,000	349,900	391,700	413,000	441,400		
	75	240,200	288,400	351,400	392,500	413,400	442,000		
	76	240,900	289,800	352,900	393,300	413,800	442,600		
	77	241,500	291,100	354,100	394,100	414,000	442,900		
	78	242,200	292,500	355,200	394,800	414,400	443,500		
	79	242,900	293,900	356,300	395,500	414,900	444,100		
	80	243,600	295,300	357,400	396,200	415,400	444,700		
	81	244,200	296,400	358,500	396,800	415,800	445,000		
	82		297,800	359,500	397,400	416,600	445,500		
	83		299,200	360,500	398,000	417,400	446,000		
	84		300,600	361,500	398,600	418,200	446,500		
	85		301,700	362,500	399,100	418,700	446,900		
	86			363,400	399,700	419,000	447,400		
	87			364,300	400,300	419,300	447,900		
	88			365,200	400,900	419,600	448,400		
	89			366,100	401,500	419,800	448,900		
	90			366,900	402,100	420,000	449,400		
	91			367,700	402,500	420,200	449,900		
	92			368,500	403,000	420,400	450,400		

	93			369,100	403,500	420,600	450,800		
	94			369,800	404,000				
	95			370,500	404,500				
	96			371,200	405,000				
	97			371,900	405,400				
	98			372,600	405,900				
	99			373,300	406,400				
	100			374,000	406,900				
	101			374,600	407,200				
	102			375,100	407,500				
	103			375,600	407,800				
	104			376,100	408,100				
	105			376,300	408,300				
	106			376,800	408,500				
	107			377,300	408,700				
	108			377,800	408,900				
	109			378,100	409,200				
	110			378,500					
	111			378,900					
	112			379,300					
	113			379,500					
	114			379,900					
	115			380,300					
	116			380,700					
	117			380,800					
	118			381,300					
	119			381,700					
	120			382,100					
	121			382,400					
	122			382,600					
	123			382,800					
	124			383,000					
	125			383,100					
	126			383,300					
	127			383,500					
	128			383,700					
	129			383,900					
定年前再任用 短時間勤務 職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		184,500	211,100	238,200	270,100	284,800	302,300	361,100	406,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員（会計年度任用職員等及び技能労務職員を除く。）に適用する。

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	204,000	220,000	294,300	319,100	413,700
	2	205,600	222,000	296,300	321,500	415,100
	3	207,200	224,000	298,300	323,900	416,500
	4	208,800	226,000	300,300	326,300	417,900
	5	210,200	228,000	302,300	328,600	419,100
	6	211,800	230,100	304,200	330,800	420,500
	7	213,400	232,200	306,100	333,000	421,900
	8	215,000	234,300	308,000	335,200	423,300
	9	216,600	236,400	309,700	337,100	424,700
	10	218,400	239,100	311,800	339,400	426,100
	11	220,200	241,800	313,900	341,700	427,500
	12	222,000	244,500	316,000	344,000	428,900
	13	223,800	247,000	318,000	346,000	430,100
	14	225,700	248,600	319,700	347,400	431,500
	15	227,300	250,200	321,400	348,800	432,900
	16	229,500	251,800	323,100	350,200	434,300
	17	231,100	253,300	324,500	351,400	435,500
	18	234,100	254,300	326,400	353,300	436,800
	19	237,100	255,300	328,300	355,200	438,100
	20	240,100	256,300	330,200	357,100	439,400
	21	242,800	257,200	332,100	358,700	440,400
	22	245,000	258,400	334,000	360,100	441,700
	23	247,200	259,600	335,900	361,500	443,000
	24	249,400	260,800	337,800	362,900	444,300
	25	251,600	261,800	339,400	364,300	445,500
	26	252,900	263,300	341,200	365,600	446,700
	27	254,200	264,800	343,000	366,900	447,900
	28	255,500	266,300	344,800	368,200	449,100
	29	256,600	267,500	346,500	369,300	450,000
	30	257,900	269,700	347,900	370,300	450,900
	31	259,200	271,900	349,300	371,300	451,800
	32	260,500	274,100	350,700	372,300	452,700
	33	261,800	276,300	351,800	373,300	453,400
	34	263,100	278,200	353,400	374,600	453,900
	35	264,400	280,100	355,000	375,900	454,400
	36	265,700	282,000	356,600	377,200	454,900
	37	266,800	283,800	358,100	378,500	455,400
	38	267,900	285,500	359,200	379,800	455,900
	39	269,000	287,200	360,300	381,100	456,400
	40	270,100	288,900	361,400	382,400	456,900
	41	271,200	290,600	362,200	383,400	457,400
	42	272,400	292,100	363,700	384,700	457,900
	43	273,600	293,600	365,200	386,000	458,400
	44	274,800	295,100	366,700	387,300	458,900

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	275,900	296,600	368,000	388,300	459,400
	46	277,000	298,200	369,400	389,700	459,900
	47	278,100	299,800	370,800	391,100	460,400
	48	279,200	301,400	372,200	392,500	460,900
	49	280,200	302,900	373,400	393,700	461,400
	50	281,100	304,500	374,800	395,000	
	51	282,000	306,100	376,200	396,300	
	52	282,900	307,700	377,600	397,600	
	53	283,800	309,200	378,800	398,800	
	54	284,900	310,900	380,100	399,900	
	55	286,000	312,600	381,400	401,000	
	56	287,100	314,300	382,700	402,100	
	57	288,100	315,900	383,900	402,900	
	58	289,300	318,000	385,100	404,100	
	59	290,500	320,100	386,300	405,300	
	60	291,700	322,200	387,500	406,500	
	61	292,700	324,200	388,500	407,400	
	62	293,400	326,100	389,400	408,600	
	63	294,100	328,000	390,300	409,800	
	64	294,800	329,900	391,200	411,000	
	65	295,200	331,700	392,100	412,100	
	66	296,300	333,500	393,100	413,200	
	67	297,400	335,300	394,100	414,300	
	68	298,500	337,100	395,100	415,400	
	69	299,500	338,900	395,800	416,400	
	70	300,400	340,400	396,900	417,500	
	71	301,300	341,900	398,000	418,600	
	72	302,200	343,400	399,100	419,700	
	73	302,900	344,900	400,100	420,600	
	74	303,800	346,400	401,200	421,200	
	75	304,700	347,900	402,300	421,800	
	76	305,600	349,400	403,400	422,400	
	77	306,500	350,600	404,200	422,900	
	78	307,300	352,200	405,200	423,300	
	79	308,100	353,800	406,200	423,700	
	80	308,900	355,400	407,200	424,100	
	81	309,600	357,000	407,900	424,400	
	82	310,300	358,500	408,700	424,800	
	83	311,000	360,000	409,500	425,200	
	84	311,700	361,500	410,300	425,600	
	85	312,100	362,700	410,900	425,800	
	86	312,700	364,100	411,600	426,200	
	87	313,300	365,500	412,300	426,600	
	88	313,900	366,900	413,000	427,000	
	89	314,300	368,300	413,700	427,200	
	90	314,700	369,600	414,300	427,500	
	91	315,100	370,900	414,900	427,800	
	92	315,400	372,200	415,500	428,000	

93	315,600	373,300	416,000	428,200
94	316,200	374,400	416,300	428,500
95	316,800	375,500	416,600	428,800
96	317,400	376,600	416,900	429,000
97	317,700	377,400	417,200	429,200
98	318,400	378,200	417,500	429,500
99	319,100	379,000	417,800	429,800
100	319,800	379,800	418,000	430,000
101	320,500	380,500	418,200	430,200
102	320,800	381,400	418,500	
103	321,100	382,300	418,800	
104	321,400	383,200	419,000	
105	321,700	384,000	419,200	
106	322,000	384,900	419,500	
107	322,300	385,800	419,800	
108	322,500	386,700	420,000	
109	322,700	387,500	420,200	
110	322,900	388,400		
111	323,100	389,300		
112	323,300	390,200		
113	323,500	390,900		
114	323,700	391,800		
115	323,900	392,700		
116	324,100	393,600		
117	324,200	394,400		
118	324,400	395,200		
119	324,600	396,000		
120	324,800	396,800		
121	325,000	397,300		
122	325,300	398,000		
123	325,500	398,700		
124	325,700	399,400		
125	325,900	400,100		
126	326,200	400,800		
127	326,500	401,500		
128	326,700	402,200		
129	326,900	402,600		
130	327,200	403,100		
131	327,400	403,600		
132	327,600	404,100		
133	327,800	404,500		
134	328,100	404,800		
135	328,400	405,100		
136	328,600	405,400		
137	328,800	405,700		
138	329,100	406,000		
139	329,300	406,300		
140	329,500	406,600		

	141	329,700	406,900			
	142	330,000	407,200			
	143	330,300	407,500			
	144	330,500	407,800			
	145	330,700	408,000			
	146	331,000	408,300			
	147	331,300	408,600			
	148	331,500	408,800			
	149	331,700	409,000			
	150	332,000	409,300			
	151	332,300	409,600			
	152	332,500	409,800			
	153	332,700	410,000			
	154	333,000	410,300			
	155	333,300	410,600			
	156	333,500	410,800			
	157	333,700	411,000			
	158	334,000	411,300			
	159	334,300	411,600			
	160	334,500	411,800			
	161	334,700	412,000			
定年前再任用短 時間勤務職員		基準給料月額 円 233,100	基準給料月額 円 276,700	基準給料月額 円 303,600	基準給料月額 円 330,300	基準給料月額 円 411,400

備考

- 1 この表は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

医療職給料表（１）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	329,300	387,600	407,300	502,600
	2	331,900	391,500	411,000	504,700
	3	334,500	395,400	414,700	506,800
	4	337,100	399,300	418,400	508,900
	5	339,500	403,000	422,000	510,800
	6	342,100	406,900	425,600	512,900
	7	344,700	410,800	429,200	515,000
	8	347,300	414,700	432,800	517,100
	9	349,800	418,500	436,400	518,900
	10	352,700	421,900	439,900	521,000
	11	355,600	425,300	443,400	523,100
	12	358,500	428,700	446,900	525,200
	13	361,200	432,000	450,200	527,200
	14	364,300	434,900	453,500	529,300
	15	367,400	437,800	456,800	531,400
	16	370,500	440,700	460,100	533,500
	17	373,500	443,500	463,400	535,400
	18	376,300	446,400	465,800	537,100
	19	379,100	449,300	468,200	538,800
	20	381,900	452,200	470,600	540,500
	21	384,700	454,800	472,700	542,100
	22	387,600	457,100	474,900	543,800
	23	390,500	459,400	477,100	545,500
	24	393,400	461,700	479,300	547,200
	25	396,200	463,900	481,400	548,700
	26	399,100	465,300	483,700	550,200
	27	402,000	466,700	486,000	551,700
	28	404,900	468,100	488,300	553,200
	29	407,600	469,400	490,600	554,400
	30	410,500	470,900	492,500	555,900
	31	413,400	472,400	494,400	557,400
	32	416,300	473,900	496,300	558,900
	33	419,200	475,400	498,100	560,400
	34	422,000	477,000	500,300	561,800
	35	424,800	478,600	502,500	563,200
	36	427,600	480,200	504,700	564,600
	37	430,300	481,600	506,900	565,800
	38	433,000	483,300	508,700	567,000
	39	435,700	485,000	510,500	568,200
	40	438,400	486,700	512,300	569,400
	41	440,900	488,200	514,000	570,300
	42	443,600	489,900	515,800	571,400
	43	446,300	491,600	517,600	572,500
	44	449,000	493,300	519,400	573,600

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	451, 400	494, 900	521, 000	574, 500
	46	452, 900	496, 100	522, 800	575, 500
	47	454, 400	497, 300	524, 600	576, 500
	48	455, 900	498, 500	526, 400	577, 500
	49	457, 200	499, 500	527, 900	578, 500
	50	458, 600	500, 200	529, 500	579, 500
	51	460, 000	500, 900	531, 100	580, 500
	52	461, 400	501, 600	532, 700	581, 500
	53	462, 600	502, 000	534, 100	582, 200
	54	463, 900	502, 600	535, 000	583, 000
	55	465, 200	503, 200	535, 900	583, 800
	56	466, 500	503, 800	536, 800	584, 600
	57	467, 800	504, 300	537, 700	585, 200
	58	469, 400	504, 900	539, 000	585, 700
	59	471, 000	505, 500	540, 300	586, 200
	60	472, 600	506, 100	541, 600	586, 700
	61	474, 000	506, 600	542, 900	587, 000
	62	475, 500	507, 200	544, 500	587, 500
	63	477, 000	507, 800	546, 100	588, 000
	64	478, 500	508, 400	547, 700	588, 500
	65	479, 700	509, 000	549, 200	588, 800
	66	480, 500	509, 700	550, 300	589, 300
	67	481, 300	510, 400	551, 400	589, 800
	68	482, 100	511, 100	552, 500	590, 300
	69	482, 900	511, 800	553, 300	590, 500
	70	483, 800	512, 300	554, 400	590, 900
	71	484, 700	512, 800	555, 500	591, 300
	72	485, 600	513, 300	556, 600	591, 700
	73	486, 300	513, 600	557, 700	592, 000
	74	487, 000	514, 100	558, 900	592, 300
	75	487, 700	514, 600	560, 100	592, 600
	76	488, 400	515, 100	561, 300	592, 900
	77	489, 000	515, 500	562, 400	593, 200
	78	489, 300	516, 200	563, 400	593, 600
	79	489, 600	516, 900	564, 400	594, 000
	80	489, 900	517, 600	565, 400	594, 400
	81	490, 000	518, 100	566, 100	594, 700
	82		518, 900	567, 000	595, 000
	83		519, 700	567, 900	595, 300
	84		520, 500	568, 800	595, 600
	85		521, 000	569, 700	595, 900
	86		521, 900	570, 100	
	87		522, 800	570, 500	
	88		523, 700	570, 900	
	89		524, 300	571, 300	
	90			571, 800	
	91			572, 300	
	92			572, 800	

	93			573,100	
	94			573,600	
	95			574,100	
	96			574,600	
	97			574,800	
	98			575,300	
	99			575,800	
	100			576,300	
	101			576,600	
	102			577,000	
	103			577,400	
	104			577,800	
	105			578,200	
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 300,400	基準給料月額 円 346,900	基準給料月額 円 386,000	基準給料月額 円 445,600

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（２）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	181,900	213,800	246,600	277,100	337,700	376,800
	2	183,200	215,300	247,400	279,000	340,100	379,200
	3	184,500	216,800	248,200	280,900	342,500	381,600
	4	185,800	218,300	249,000	282,800	344,900	384,000
	5	187,100	219,800	249,800	284,400	347,300	386,300
	6	188,600	221,400	250,700	286,200	349,600	388,500
	7	190,100	223,000	251,600	288,000	351,900	390,700
	8	191,600	224,600	252,500	289,800	354,200	392,900
	9	192,900	225,900	253,400	291,500	356,400	395,000
	10	194,300	226,700	254,500	293,400	358,800	397,200
	11	195,700	227,500	255,600	295,300	361,200	399,400
	12	197,100	228,300	256,700	297,200	363,600	401,600
	13	198,500	229,000	257,800	298,900	365,700	403,500
	14	200,200	230,300	259,300	300,800	368,100	405,800
	15	201,900	231,600	260,800	302,700	370,500	408,100
	16	203,600	232,900	262,300	304,600	372,900	410,400
	17	205,200	233,900	263,500	306,200	375,100	412,400
	18	207,500	234,500	265,000	308,800	377,600	414,300
	19	209,800	235,100	266,500	311,400	380,100	416,200
	20	212,100	235,700	268,000	314,000	382,600	418,100
	21	214,100	236,200	269,200	316,400	385,000	419,700
	22	215,500	236,800	271,100	319,000	387,400	421,300
	23	216,900	237,400	273,000	321,600	389,800	422,900
	24	218,300	238,000	274,900	324,200	392,200	424,500
	25	219,400	238,600	276,700	326,600	394,400	425,800
	26	220,400	239,400	278,600	329,100	396,600	426,900
	27	221,400	240,200	280,500	331,600	398,800	428,000
	28	222,400	241,000	282,400	334,100	401,000	429,100
	29	223,300	241,700	284,100	336,300	403,200	430,000
	30	224,500	242,500	286,000	338,700	405,100	430,900
	31	225,700	243,300	287,900	341,100	407,000	431,800
	32	226,900	244,100	289,800	343,500	408,900	432,700
	33	227,800	244,700	291,500	345,800	410,500	433,600
	34	228,400	245,300	293,700	348,300	412,100	434,500
	35	229,000	245,900	295,900	350,800	413,700	435,400
	36	229,600	246,500	298,100	353,300	415,300	436,300
	37	230,000	246,900	300,000	355,500	416,600	436,900
	38	230,500	247,600	302,100	358,100	417,600	437,600
	39	231,000	248,300	304,200	360,700	418,600	438,300
	40	231,500	249,000	306,300	363,300	419,600	439,000
	41	232,000	249,700	308,100	365,800	420,400	439,400
	42	232,600	250,500	310,100	368,300	421,100	439,900
	43	233,200	251,300	312,100	370,800	421,800	440,400
	44	233,800	252,100	314,100	373,300	422,500	440,900

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	234, 300	252, 900	315, 900	375, 500	423, 200	441, 200
	46	235, 200	254, 100	317, 800	377, 800	424, 000	441, 900
	47	236, 100	255, 300	319, 700	380, 100	424, 800	442, 600
	48	237, 000	256, 500	321, 600	382, 400	425, 600	443, 300
	49	237, 600	257, 400	323, 500	384, 500	426, 300	444, 000
	50	238, 300	258, 600	325, 400	386, 700	427, 100	444, 400
	51	239, 000	259, 800	327, 300	388, 900	427, 900	444, 800
	52	239, 700	261, 000	329, 200	391, 100	428, 700	445, 200
	53	240, 400	261, 900	331, 000	393, 000	429, 300	445, 300
	54	241, 000	263, 100	332, 800	394, 700	430, 000	445, 700
	55	241, 600	264, 300	334, 600	396, 400	430, 700	446, 100
	56	242, 200	265, 500	336, 400	398, 100	431, 400	446, 500
	57	242, 500	266, 700	337, 900	399, 800	432, 000	446, 600
	58	243, 300	267, 900	339, 300	401, 000	432, 700	446, 800
	59	244, 100	269, 100	340, 700	402, 200	433, 400	447, 000
	60	244, 900	270, 300	342, 100	403, 400	434, 100	447, 200
	61	245, 400	271, 400	343, 500	404, 600	434, 600	447, 400
	62	246, 300	272, 700	344, 700	405, 600	435, 000	447, 600
	63	247, 200	274, 000	345, 900	406, 600	435, 400	447, 700
	64	248, 100	275, 300	347, 100	407, 600	435, 800	447, 800
	65	248, 700	276, 300	348, 200	408, 300	436, 200	447, 900
	66	249, 800	277, 300	349, 300	409, 300	436, 600	
	67	250, 900	278, 300	350, 400	410, 300	437, 000	
	68	252, 000	279, 300	351, 500	411, 300	437, 400	
	69	252, 900	280, 000	352, 600	412, 200	437, 600	
	70	253, 900	280, 900	353, 500	413, 200	437, 800	
	71	254, 900	281, 800	354, 400	414, 200	438, 000	
	72	255, 900	282, 700	355, 300	415, 200	438, 200	
	73	256, 800	283, 600	356, 200	416, 200	438, 400	
	74	257, 800	284, 500	357, 200	417, 000		
	75	258, 800	285, 400	358, 200	417, 800		
	76	259, 800	286, 300	359, 200	418, 600		
	77	260, 500	287, 000	359, 900	419, 300		
	78	261, 400	287, 700	360, 600	420, 000		
	79	262, 300	288, 400	361, 300	420, 700		
	80	263, 200	289, 100	362, 000	421, 400		
	81	264, 100	289, 800	362, 500	422, 100		
	82	265, 200	290, 300	363, 100	422, 800		
	83	266, 300	290, 800	363, 700	423, 500		
	84	267, 400	291, 300	364, 300	424, 200		
	85	268, 200	291, 800	364, 800	424, 700		
	86	269, 100	292, 200	365, 500	425, 300		
	87	270, 000	292, 600	366, 200	425, 900		
	88	270, 900	293, 000	366, 900	426, 500		
	89	271, 500	293, 200	367, 600	427, 100		
	90	272, 300	293, 500	367, 900	427, 500		
	91	273, 100	293, 800	368, 200	427, 900		
	92	273, 900	294, 100	368, 500	428, 300		

	93	274,600	294,400	368,800	428,500		
	94	275,200	294,700	369,000			
	95	275,800	295,000	369,200			
	96	276,400	295,300	369,400			
	97	276,700	295,600	369,600			
	98	277,100		369,800			
	99	277,500		370,000			
	100	277,900		370,200			
	101	278,300		370,400			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 182,000	基準給料月額 円 208,600	基準給料月額 円 238,200	基準給料月額 円 252,000	基準給料月額 円 270,200	基準給料月額 円 284,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（３）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	213, 200	251, 600	273, 000	295, 300	321, 000	351, 300
	2	214, 700	252, 900	273, 700	296, 000	322, 500	353, 300
	3	216, 200	254, 200	274, 400	296, 700	324, 000	355, 300
	4	217, 700	255, 500	275, 100	297, 400	325, 500	357, 300
	5	219, 100	256, 800	275, 600	298, 100	327, 000	359, 300
	6	221, 300	257, 300	276, 200	299, 300	329, 000	361, 700
	7	223, 500	257, 800	276, 800	300, 500	331, 000	364, 100
	8	225, 700	258, 300	277, 400	301, 700	333, 000	366, 500
	9	227, 600	258, 500	278, 000	302, 800	334, 700	368, 700
	10	229, 900	259, 300	279, 000	304, 300	336, 500	371, 100
	11	232, 200	260, 100	280, 000	305, 800	338, 300	373, 500
	12	234, 500	260, 900	281, 000	307, 300	340, 100	375, 900
	13	236, 600	261, 600	281, 800	308, 700	341, 900	378, 300
	14	238, 400	262, 100	282, 700	310, 100	343, 700	380, 600
	15	240, 200	262, 600	283, 600	311, 500	345, 500	382, 900
	16	242, 000	263, 100	284, 500	312, 900	347, 300	385, 200
	17	243, 700	263, 600	285, 100	314, 000	349, 000	387, 300
	18	245, 100	264, 000	286, 000	315, 300	350, 900	389, 500
	19	246, 500	264, 400	286, 900	316, 600	352, 800	391, 700
	20	247, 900	264, 800	287, 800	317, 900	354, 700	393, 900
	21	249, 100	265, 000	288, 400	319, 100	356, 300	396, 000
	22	250, 300	265, 400	289, 500	320, 200	358, 200	398, 200
	23	251, 500	265, 800	290, 600	321, 300	360, 100	400, 400
	24	252, 700	266, 200	291, 700	322, 400	362, 000	402, 600
	25	253, 700	266, 400	292, 500	323, 500	363, 900	404, 600
	26	254, 500	267, 100	293, 700	325, 700	365, 900	406, 500
	27	255, 300	267, 800	294, 900	327, 900	367, 900	408, 400
	28	256, 100	268, 500	296, 100	330, 100	369, 900	410, 300
	29	256, 900	268, 900	297, 200	332, 300	371, 900	412, 200
	30	257, 600	269, 500	298, 400	334, 000	373, 800	414, 000
	31	258, 300	270, 100	299, 600	335, 700	375, 700	415, 800
	32	259, 000	270, 700	300, 800	337, 400	377, 600	417, 600
	33	259, 600	271, 200	302, 000	339, 100	379, 300	419, 200
	34	260, 400	272, 200	303, 300	340, 800	381, 000	420, 700
	35	261, 200	273, 200	304, 600	342, 500	382, 700	422, 200
	36	262, 000	274, 200	305, 900	344, 200	384, 400	423, 700
	37	262, 700	275, 100	307, 100	345, 700	385, 800	425, 200
	38	263, 100	275, 900	308, 400	347, 300	387, 400	426, 400
	39	263, 500	276, 700	309, 700	348, 900	389, 000	427, 600
	40	263, 900	277, 500	311, 000	350, 500	390, 600	428, 800
	41	264, 300	278, 300	312, 200	352, 000	392, 100	429, 700
	42	264, 500	279, 300	313, 400	353, 600	393, 600	430, 700
	43	264, 700	280, 300	314, 600	355, 200	395, 100	431, 700
	44	264, 900	281, 300	315, 800	356, 800	396, 600	432, 700

定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	45	265, 100	282, 000	316, 700	358, 400	397, 800	433, 400
	46	265, 200	283, 200	317, 800	360, 100	399, 200	434, 500
	47	265, 300	284, 400	318, 900	361, 800	400, 600	435, 600
	48	265, 400	285, 600	320, 000	363, 500	402, 000	436, 700
	49	265, 500	286, 600	320, 800	365, 100	403, 300	437, 600
	50	265, 800	287, 900	322, 000	366, 900	404, 600	438, 200
	51	266, 100	289, 200	323, 200	368, 700	405, 900	438, 800
	52	266, 400	290, 500	324, 400	370, 500	407, 200	439, 400
	53	266, 500	291, 700	325, 400	372, 300	408, 300	439, 900
	54	266, 700	293, 000	326, 500	374, 200	409, 800	440, 400
	55	266, 900	294, 300	327, 600	376, 100	411, 300	440, 900
	56	267, 000	295, 600	328, 700	378, 000	412, 800	441, 400
	57	267, 100	296, 700	329, 600	379, 900	414, 000	441, 900
	58	267, 200	297, 800	330, 800	381, 600	415, 200	442, 100
	59	267, 400	298, 900	332, 000	383, 300	416, 400	442, 300
	60	267, 600	300, 000	333, 200	385, 000	417, 600	442, 500
	61	267, 800	301, 000	334, 200	386, 500	418, 800	442, 700
	62	268, 100	302, 100	335, 200	388, 100	419, 700	
	63	268, 400	303, 200	336, 200	389, 700	420, 600	
	64	268, 700	304, 300	337, 200	391, 300	421, 500	
	65	269, 000	305, 300	338, 200	392, 600	422, 100	
	66	269, 100	306, 500	339, 500	394, 100	422, 700	
	67	269, 200	307, 700	340, 800	395, 600	423, 300	
	68	269, 300	308, 900	342, 100	397, 100	423, 900	
	69	269, 400	309, 900	343, 100	398, 500	424, 300	
	70	269, 900	311, 000	344, 300	399, 500	424, 600	
	71	270, 400	312, 100	345, 500	400, 500	424, 900	
	72	270, 900	313, 200	346, 700	401, 500	425, 100	
	73	271, 100	314, 100	347, 600	402, 200	425, 300	
	74	271, 600	314, 900	348, 600	403, 000	425, 600	
	75	272, 100	315, 700	349, 600	403, 800	425, 900	
	76	272, 600	316, 500	350, 600	404, 600	426, 100	
	77	272, 900	317, 100	351, 500	405, 400	426, 300	
	78	273, 200	317, 700	352, 500	406, 500		
	79	273, 500	318, 300	353, 500	407, 600		
	80	273, 800	318, 900	354, 500	408, 700		
	81	274, 100	319, 500	355, 300	409, 700		
	82	274, 400	320, 000	356, 200	410, 300		
	83	274, 700	320, 500	357, 100	410, 900		
	84	275, 000	321, 000	358, 000	411, 500		
	85	275, 300	321, 300	358, 700	411, 800		
	86	275, 600	321, 700	359, 600	412, 300		
	87	275, 900	322, 100	360, 500	412, 800		
	88	276, 200	322, 500	361, 400	413, 300		
	89	276, 500	322, 900	362, 200	413, 800		
	90	276, 900	323, 500	363, 100	414, 200		
	91	277, 300	324, 100	364, 000	414, 600		
	92	277, 700	324, 700	364, 900	415, 000		

	93	277,900	325,200	365,500	415,200		
	94	278,100	325,800	366,500			
	95	278,300	326,400	367,500			
	96	278,500	327,000	368,500			
	97	278,700	327,300	369,400			
	98		327,800	370,200			
	99		328,300	371,000			
	100		328,800	371,800			
	101		329,000	372,400			
	102		329,300	373,100			
	103		329,600	373,800			
	104		329,800	374,500			
	105		330,000	375,000			
	106		330,300	375,600			
	107		330,600	376,200			
	108		330,900	376,800			
	109		331,100	377,200			
	110		331,400	377,800			
	111		331,700	378,400			
	112		332,000	379,000			
	113		332,300	379,300			
	114			379,800			
	115			380,300			
	116			380,800			
	117			381,100			
	118			381,600			
	119			382,100			
	120			382,600			
	121			383,100			
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料月額 円 181,500	基準給料月額 円 208,100	基準給料月額 円 238,200	基準給料月額 円 252,000	基準給料月額 円 270,200	基準給料月額 円 284,500

備考 この表は、保健所等に勤務する看護師その他の職員（特定任期付職員を除く。）で人事委員会規則で定めるものに適用する。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	425,000
3	475,000
4	539,000
5	617,000
6	721,000
7	841,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

